

空き家バンクに
登録されている
物件対象

空き家の利活用 各種補助制度



鏡石町では、空き家の有効活用、流通の促進を図り、移住・定住に繋げるため、空き家の所有者又は購入者等に対して、物件の改修工事費用(20万円以上)及び家財道具等の処分費用(5万円以上の経費)に対し一部助成をします。

補助対象者

- ① 空き家所有者又は空き家購入者及び賃貸契約者
※3親等内の親族間での契約は対象となりません。
- ② 町内会に加入し、地域の活性化の推進に協力していただける方
- ③ 徴税等の滞納がない方
- ④ 5年以上定住する意思のある方

対象要件

- ① 鏡石町空き家バンクに登録された物件であること
- ② 売買契約又は賃貸契約が締結された物件であること
- ③ 申請日が契約締結日から6ヶ月を経過していないこと
- ④ 申請年度内に実績報告が完了すること



空き家改修費補助事業

最大
40万円

【補助額】 上限20万円
※対象経費の2分の1

【加算額】 各10万円
・中学生以下の子どもがいる子育て世帯
・町内施工業者による改修の場合

※対象外経費…外構工事、車庫・倉庫の改修、合併浄化槽設置
太陽光システムの設置等



空き家家財道具処分費補助事業

【補助額】 上限5万円
※対象経費の2分の1

※対象外経費…空き家の取得後に持ち込まれた物品、
家電リサイクル対象処分費等



【お問合せ先】

鏡石町役場企画財政課（企画調整グループ）
〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345
電話：0248-62-2117 FAX：0248-62-6553
メールアドレス：kikakuzaisei@town.kagamiishi.lg.jp